平成２９年（フ）第１０６号
愛知県額田郡幸田町大字菱池字荒田59番地（Ａ－２）
債務者　髙橋万亀雄
1　決定年月日時　平成29年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月24日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第８２号
埼玉県川口市芝１丁目25番７号　シェルクレール川口202、旧住所埼玉県川口市大字東内野426番地の１　パナヨシハラＢ201
債務者　黒沢　志津
1　決定年月日時　平成29年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月25日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第２１５号
さいたま市大宮区上小町465番地　エルドヴェールⅡ406
債務者　鈴木加奈子
1　決定年月日時　平成29年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月25日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第２８８号
埼玉県川口市大字神戸234番地の１　月あかり神戸
債務者　高柴千代子
1　決定年月日時　平成29年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月25日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１０８号
埼玉県越谷市東越谷８丁目91番地７
債務者　藤田　知也
1　決定年月日時　平成29年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月25日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第１０９号
埼玉県越谷市東越谷８丁目91番地７
債務者　藤田　美穂（旧姓村上）
1　決定年月日時　平成29年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月25日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第１４０号
埼玉県三郷市茂田井634番地１　豊田アパート３号室
債務者　的場　住枝
1　決定年月日時　平成29年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月25日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第４２号
北海道千歳市富丘４丁目26番10号
債務者　岸田　倫子
1　決定年月日時　平成29年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月26日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第５６号
北海道北広島市大曲南ヶ丘５丁目７番地10
債務者　石辺真由美
1　決定年月日時　平成29年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月26日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２８９号
札幌市豊平区美園12条６丁目１番９－２号　トレジャーキャッスル参番館301号
債務者　本田　明菜
1　決定年月日時　平成29年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月26日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３５９号
札幌市厚別区厚別中央２条１丁目２番55－410号
債務者　川底　光康
1　決定年月日時　平成29年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月26日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３６４号
札幌市白石区本郷通１丁目南５番１号　コーポ柴101号
債務者　春木　孝博
1　決定年月日時　平成29年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月26日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３８４号
札幌市西区西野２条６丁目３番46号　ハイツフェリス101号
債務者　津島あすか
1　決定年月日時　平成29年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月26日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第４１１号
札幌市白石区本郷通４丁目南１番28－103号
債務者　松田かおり（旧姓谷口）
1　決定年月日時　平成29年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月26日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第４２０号
札幌市豊平区平岸３条８丁目８番19－202号
債務者　草間　汐梨
1　決定年月日時　平成29年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月26日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第４２４号
札幌市東区北35条東12丁目１番18号　ヒュース北35－201号
債務者　佐々木　祥
1　決定年月日時　平成29年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月26日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第４４９号
札幌市豊平区平岸４条12丁目４番４号　ボナンザプレイスⅠ－202号
債務者　小泉　朋子（旧姓手塚）
1　決定年月日時　平成29年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月26日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第５７号
釧路市昭和中央３丁目22番14号　エステートｉｎ昭和102
債務者　水本　勝清
1　決定年月日時　平成29年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月26日まで　釧路地方裁判所